同すた期
る供の覧
すに持縦
用覧保、
準縦のり
て、境よ
いて環に
おい活定
につ生規
項にのの
三出域項
第届地二
条の地の第
六更辺条
第変周八
）の周法第
一号舗そ
十売店者が
九小舗るは、同
第模す法第
律規置るこ
法大設すと
年の を提出
十次舗を
成、店見書
平り売意見
（よ小て意
法に模いに
地定規つ事
立規大に知日
舗の る項に八
店項係事で月
売三にきま三
小第告べ日年
模条公すの四
規五の慮了和
大第。こ配満令
法る め間

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　　所在地
　　名称及び所在地
　　小売店舗の名称及び代表者の氏名
　　大規模小売店舗の所在地
　　（ふりがな）
　　代表者の氏名
　　（ふりがな）
　　代表者の住所
　　（ふりがな）
　　代表者の住所
　　（ふりがな）
　　代表者の住所

台十七百二　西北棟ルーモドイサーシ）後更変（

台　八十三　東東南ルーモドイサ

台　四十十　東東北ルーモドイサ

台　四十　西南西ルーモドイサ

台　十九三　棟棟棟ルーモドイサ

十　台　南北西　東東南ーテ食店飲合

三百八十　ドイイイ舗南東笠ドイイイ計

日

年四月年日二月及び場所日

変令出和覧縦令縦岡

更和年四の覧和覧山

年四月年期の四の県

日

後　月年日二間期年場産

）　月三月十九日ほか

シ　月二十八日

ー　月八日から同年七月八日まで

サ　業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課

イ

ド

モ

ー

ル

棟

北

西

二

百

七

十

台

届令縦

変令出和覧縦令縦岡

4

1

2

二

三